

歯科保健推進委員会設置要綱

(目 的)

第1条 県民が心豊かに健やかに生活するためには、食べたり会話をすることをはじめ口腔の健康を保つことが重要である。そこで「健康奈良21推進会議設置要綱」第7条に基づき、「歯科保健推進委員会」（以下委員会という。）を設置し、歯科保健の総合的・効果的な推進方策を協議し、県民の口腔保健状態の向上を図り、もって県民の健康生活の向上を目的とする。

(所管事項)

第2条 委員会は前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 県内における歯科保健推進のための基盤整備に関すること
- (2) 8020運動等の普及啓発に関すること
- (3) その他前条の目的達成のために必要なこと

(委 員)

第3条 委員会は、別表1に掲げる委員で組織し、知事が委嘱する。

2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長がかけたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(委員会)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が召集する。

- 2 委員長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を認めることができる。
- 3 委員会の事務局は健康増進課に置く。

(補 則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は平成12年12月7日から施行する。

附 則

この要綱は平成17年1月18日から施行する。

<別表1>

歯科保健推進委員会委員

所 属 団 体 名	氏 名
奈良県医師会（内科医）	
奈良県栄養士会	
奈良県学校保健会	
奈良県歯科医師会	
奈良県歯科衛生士会	
学識経験者（県立医大口腔外科）	